

一 制 定・改 廃 の 概 要 一

条例・規則名	<u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u> <u>施行規則の一部を改正する規則</u>
公布年月日・番号	<u>平成 18 年 3 月 31 日・東京都規則第 110 号</u>

1 概要

1 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年東京都条例第 5 号）の施行及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する。また、自動車環境管理計画書制度について、平成 18 年度から地球温暖化対策の取組に向けた事業者の自覚と行動を促していくものに改める。

2 改正概要

(1) 石綿含有建築物解体等工事に関する改正

ア 局所における石綿の除去等であって、知事が認める石綿の飛散防止方法による公示については、濃度測定を要しないこととする（第 59 条に規定する別表第 13）。

イ 石綿を含有する保温材に、耐火被覆材及び断熱材を含むこととしているため、規則に明記する（第 60 条第 3 項）。

ウ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 124 条第 1 項中、床面積を延べ面積等に改めることに伴い、文言を整理する（第 60 条第 3 項）。

エ 条例第 124 条第 1 項の規定による届出については、対象を建築物以外の施設のみとするため、別記第 35 号様式を

改める。

オ 条例第 124 条第 3 項により、新たな届出を求めることがあるため、別記第 35 号様式の 2 を新たに定める（第 60 条第 5 項）。

カ 条例第 124 条第 1 項の規定による届出については、届出者に対し受理書を公布することとしているため、同条第 3 項に規定する届出についても、受理書の公布の対象として追加するとともに（第 83 条）、別記第 39 号様式を改める。

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部改正に伴う改正

特定家庭用機器の指定において、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の規定を引用しているものについて、同施行規則の条項の番号が変更になることに伴い、規定を整理する（第 13 条の 5）。

(3) 自動車環境管理計画書様式等の改正

ア 自動車環境管理計画書及び自動車環境管理実績報告書の様式について、新たに温暖化対策に関する計画及び報告欄を追加することに伴い、今後も予想される温暖化対策の各種制度・法令の改正に合わせた内容変更の手続が柔軟かつ迅速に実施できるように、規則で定めていたものを、条例で定める他の制度にならい、条例第 28 条 1 項で規定する自動車環境管理指針で定める（第 16 条第 3 項、第 4 項及び第 16 条の 2）。

イ アの改正に伴い、関係条文中の様式番号を繰り上げる。

ウ 超低公害車を示す「排出ガス 75% 低減レベルの自動車」の表記について、東京都低公害車指定要綱（平成 13 年 3 月 22 日付 12 環車事第 186 号）で定める当該自動車の表記と整合を図る（第 17 条第 3 項）。

2 施行期日

平成18年4月1日

3 問い合わせ先

(石綿関係)

環境改善部計画課基準担当

直通 03-5388-3482

内線 42-331

(省エネ法関係)

都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係

直通 03-5388-3443

内線 42-721

(自動車環境管理計画書関係)

自動車公害対策部計画課計画係

直通 03-5388-3462

内線 42-514